

第2回公認心理師試験に【区分G】で出願される皆さまへ  
～第1回公認心理師試験受験資格についての調査から～

第1回公認心理師試験(2018年)の受験資格問題について、心理職支援ネットワーク(PSN)では、昨年12月から分野施設コードG902で出願した方を対象に、Web調査と聞き取り調査を実施いたしました。その結果、および当会が把握している情報から、現時点でこうではないかと言えることについて下記の通り公開します。当会の調査は、分野施設コード902に関するものですが、他の分野の受験者にも参考になるかもしれません。なお、以下は主として当会の独自の調査に基づくものであり、試験機関である一般財団法人日本心理研修センター(以下センター)の公式な見解とは関係がないことをお断りしておきます。各自の判断で参考にしていただければと思います。当会としては、心理研修センター等の関係各機関に、受験資格の基準に明確化と手続きの適正化を今後とも求めていく所存です。

心理職支援ネットワーク  
運営委員長 今井たよか

### (1) はじめに

公認心理師試験の【区分G】の出願者に求められている、現任者であることの証明は、①当該施設が実在していたこと、代表者が「実務経験証明書」の代表者当人であること、②「公認心理師法第2条1から3に掲げる行為」を、③「業として」、④「5年以上」行っていたことの「客観的な証明」です。

留意していただきたいのは、センターの行う受験資格審査は「事務的な書類審査」、つまり形式的審査であり、実態として①②③④を満たしているかどうかを審査するものではないということです。ごく普通の出願者は、「そうであれば、センターは、どうすれば①②③④を客観的に証明できるのか、その基準を出願者に分かるように明示するべきではないか」、また、「基準を明示しないのであれば、その基準をすべて満たしていなくても、実態として①②③④を満たしている可能性が高い場合は、それを調査するのがセンターの仕事ではないか」と考えると思いますが、センターの見解はそうではありません。

**解説:** 昨年、受験資格なしとされた方に、「実態としてはあると思うが、謄本の中に「経営」の文言があったため、役所的には、単に心理療法を行う施設を「経営しているだけ」で、法第2条第1号から3号の行為はしていないと判定した」とセンター職員に言われた方があります。(社)日本臨床心理士会のホームページ掲載の『第2回公認心理師試験申込みにあたって』(以下『申込みにあたって』)にも、「資格審査は事務的な書類審査」と明記されています。

これを踏まえて、どのように出願すれば、形式的審査で「受験資格なし」とされることを極力回避することができるのか、以下に当会の見解を述べます。

## (2) すべての【区分G】での出願を考えておられる方へ

### 1. 実務経験証明書には、必ず代表者の職印を押してもらいましょう。

**解説：**代表者の職印は、①を客観的に証明するために必要とされています。昨年、【G902】で受験資格なしとされた方に、代表者印が個人印だった方があります。医療機関でも、院長印が個人印だった場合は、書類の再提出を求められています。『第2回受験の手引』26頁にも、「職印を使用してください。個人印ではありません」と明記してあります。

### 2. 実務経験証明書に、代表者に記載してもらった「業として行った期間」に間違いがないかよく確認し、間違っていた場合は修正してもらってから提出しましょう。

**解説：**③④を客観的に証明するためのものですが、昨年度、教育分野の現任者を中心に、代表者が誤って期間を短く記載し、それに気づかなかつたために、受験資格を得られなかった方が散見されています。

その前提として、複数の施設での業務経験年数を合算する方、および【G902】で複数の書類を添付される方は、証明書類に記載のさまざまな「日付」が、③④の証明になるかどうかを正確に計算し、書類間に矛盾がないことを確認することが大切です。たとえば、『第2回受験の手引』にも、実務経験証明書の証明書作成日は「実務経験終了日より前にならないように」と注意書きがあります。

## (3) 【G902】で出願を考えておられる方へ

### 1. 他の分野施設コードで出願できる方は、これは単なる形式的審査を通過するための手段に過ぎないと割り切り、そちらで出願しましょう。

**解説：**昨年【G902】で受験資格なしとされた方の中には、スクールカウンセラーを5年以上続けておられた方、私設心理相談機関の前に、あるいは私設心理相談機関と並行して5年以上医療機関に勤務していた方があり、センターもそちらで出願していれば受験資格が認められた可能性があったと言っています。また、他分野では、実態としては法2条1から3の業務をしていなくても、代表者が②③④を証明することで、受験資格を認められた方が多数あったことは皆さまのご存知の通りです。今年も、出願予定者の問い合わせに対し、センターが「施設長が認めれば特養の生活相談員の実務経験でも公認心理師の受験資格が得られる」と回答した例があります。

一方、センターが【G902】の出願者のみに設けている審査基準は、これから述べるように、必ずしも現存する私設心理相談機関の実態を反映したものとは言えず、昨年【G902】の出願者が資格審査を通過できたかどうかは、多分に運次第という面がありました。昨年資格なしとされた調査回答者は、期間の足りなかった1名を除いては、全員『受験の手引』の記載通りに出願し、実態としては①②③④を満たしており、審査結果には「納得できない」と回答しています。今年の審査基準とその運用がどうなるかは不明ですが、依然審査基準が明示されておらず、私設心理相談機関が用意できる「公的機関が発行した書類」は限られている上に、『第2回受験の手引』には、その数少ない「公的機関が発行した書類」

である「所得税確定申告書」「青色申告決算報告書」等が添付書類の例として記載されていないこと等を鑑みれば、今年と同様のことが起こる可能性を否定できません。

**2. これ1枚で①②③④を証明できる開業届の控え/登記簿謄本とは以下のAからGの要件をすべて満たすものです。これが用意できる方は、安心して【G902】で出願できます。**

- A. 開業届の控えの場合、税務署の受付印がある
- B. 登記簿謄本/開業届の開業年月日が、実務経験証明書における期間と整合している（代表者以外は、開業年月日が実務経験証明書における期間より前であればOK）
- C. 事業の概要に、「心理相談」「心理療法」「心理支援」「心理の」「メンタル」「精神」「こころの」等、非専門家でも容易に心理支援を行っていると分かる文言が含まれている
- D. 事業の概要に、心理支援を行っていることを表す文言として、「カウンセリング」以外の文言が含まれている
- E. 事業の概要に、心理支援を行っていることを表す文言として、「教育」「心理教育」「療育」以外の文言が含まれている
- F. 事業の概要に、心理支援を行っていることを表す文言として、心理専門職以外には容易にこれは心理支援を行っているとは分からない文言（例えば「応用行動分析」）以外の文言が含まれている
- G. 事業の概要に、「～を経営する」という文言が含まれていない

**解説：**A. は、①を証明するために必要なものです。昨年の手引きには記載がありませんでしたが、『第2回受験の手引』には、「税務署の受付印のない開業届のある控えは無効となります」と明記されています（14頁）。

B. は③④を証明するために必要なものですが、これに関しては、昨年、受験資格なしとされた施設代表者の方で、事業を引き継いだ時に開業届を出し直していたために、開業年月日と実務経験証明書における期間とにずれが生じていた例がありました。これも『第2回受験の手引』には「実務経験証明書における期間（開始日等）と会社・法人登記簿や開業日の開業年月日などに不整合がある場合は、実務経験の期間として認められません」と明記されています（15頁）。

C. については、昨年受験資格なしとされた方で、センターに理由をと言わせた際に「心理の」「心理援助」「心理アセスメント」等の文言が必要と説明を受けている方があります。また、(社)日本臨床心理士会の「申込みにあたって」にも、書類上に法第2条に定める行為を業として行っていることが客観的に確認できる文言として、「心理相談」「心理支援」「心理の」「メンタル」「精神」「こころの」が挙げられています。

D. については、昨年受験資格なしとされた方で、センターに理由を問い合わせた際に「業務内容がカウンセリングとなっていたためではないか、心理カウンセリングでなければ法2条1から3の業務を行っている」と認めない」と説明された方があります。

E. については、昨年受験資格なしとされた方で、開業届の文言が「心理学教育」であった方、定款の文言が「社員教育」だった方、定款の文言が「自閉症児及び発達障碍児に対する教育および指導」で、かつホームページに「自閉症の療育」とある方がありました。また、センターは非専門家でも分かることを「客観性の証明」としてはいますが、非専門家

には法2条1及び3に該当する心理教育と、法2条4に該当する心理教育との区別は困難と考えられます。

F. については、昨年度受験資格なしとされた方で、登記簿謄本と定款に心理専門職であれば即座に心理専門療法と分かるが、非専門家には分からない心理支援法の名称が記載されている方があります。(社)日本臨床心理士会の「申込みにあたって」にも、「心理専門職であれば、専門用語で書かれていても、心理支援を行っていると思定できますが、資格審査は事務的な書類審査ですので、書類上に公認心理師法第2条に定める行為を業として行っていたことが客観的に確認できる文言が記載されていない場合」に、認められない例が散見された」とあります。

G. については、昨年受験資格なしとされた方で、センターに理由を問い合わせた際に、登記簿謄本に「～経営する」という文言が入っている施設は、「心理支援を行う施設を経営しているだけで法2条1号から3号の行為はしていない」と判定し、一律に欠格判定したという説明を受けた方があり、「そういう施設は二桁あった」とも言われています。

**3. 税務署の受付印のない開業届の控えしか手元がない場合は：直ちに税務署に再発行を依頼しましょう。** また、再発行が間に合わなかった場合に備えて、受付印または電子証明のある「所得税確定申告書」または「青色申告決算書」を、平成24年分～平成29年分を含む5年分用意しましょう。

**解説：**再発行された開業届（税務署保管の開業届）には受付印が入っています。ただし、再発行には通常1～2週間かかりますので、「直ちに」が重要です。

※今年の出願期間は10連休を挟んでいることに留意

また、受付印または電子証明のある「所得税確定申告書」「青色申告決算書」があれば、公的機関の発行した書類で、少なくとも①③④は証明することができます。

**4. 登記簿謄本/開業届の開業年月日が、実務経験証明書における期間と合わない場合は：** 登記簿謄本/開業届の控えと合わせて、実務経験証明書の期間に一致する「雇用契約書」「業務委託契約書」「委嘱状」を提出するか、5年分の「法人税確定申告書」「所得税確定申告書」「青色申告決算書」を提出しましょう。事業引継ぎ等で、登記簿謄本/開業届を出し直したことが原因の場合は、古い登記簿謄本/開業届の控えを合わせて提出するのでもOKです。

**5. 事業の概要に、非専門家でも心理支援を行っていると容易に分かる文言が含まれている登記簿謄本/開業届の控えを用意できない場合は：** そうした文言が含まれている「定款」を、登記簿謄本/開業届の控えに合わせて提出しましょう。なお、「定款」は原本証明か公印による組織での承認のあるものを提出する必要があります。

**解説：**定款に原本証明が必要なことは昨年の『受験の手引』には記載されていませんでしたが、昨年受験資格なしとされた方の中には、センターに「原本証明をつけるべき」と指導を受けた方があります。(社)日本臨床心理士会の「申込みにあたって」にも、原本証明のない定款のコピーを提出したところ書類不備の連絡があり、再提出して認められた事例が

挙げられています。『第2回受験の手引』には「定款（原本証明や公印による組織での承認があったもの）」と明記されています（14頁）。

また、登記簿謄本/開業届の控えは、たとえ2. 公認心理師法2条1から3に掲げる行為以外の業が記載された登記簿謄本/開業届であっても、①を証明することはできますので、必ず提出するようにします。

原本証明の例：

この写しは、原本と相違ないことを証明します。

2019年〇月〇日（受験申込書の日付と合わせる）

住所：〇〇（実務経験証明書の法人等の所在地と正確に一致させる）

〇〇心理相談室（正式な法人等の名称を記載する）

代表：〇〇（証明権限を有する者の役職と氏名を記載する）

**6. 事業の概要に、非専門家でも心理支援を行っていると容易に分かる文言が含まれている登記簿謄本/開業届の控えも定款も提出できない場合は：**5年分の法人税確定申告書/所得税確定申告書に加えて、『第2回受験の手引』の14頁に「実務経験を客観的に証明する書類」として例示されている「定款（原本証明あり）」「自治体または他法人等との事業委託書や契約書」「雇用契約書や委嘱状」「公的機関が発行した登録証または認定証」「年金記録に関する書類」のうち、あるものはすべて提出するようにします。また、ホームページの写しやパンフレットもあれば提出するようにします。さらに、臨床心理士登録証もあれば写しを提出するようにします。

**解説：**ホームページの写しやパンフレットは、センターは「公的機関が発行したものではないから証拠能力を有さない」として、「実務経験を客観的に証明する書類」には挙げていませんが、その施設で「法2条1から3に掲げる業務」が業として行われていることを最も明確に示すものであり、「景品表示法」および「特定商取引法」により「不実告知（虚偽記載）」が禁止されていることから、その内容に一定程度の信用性があることは明らかであり、昨年もセンターの方から追加資料として提出を求めた例が多数確認されています。特に法人税確定申告書には法人名、所得税確定申告書には屋号を書く欄があり、その法人名/屋号とホームページパンフレット記載の施設の名称とが一致していれば、その信用性は一層高まると考えられます。このようにホームページパンフレットは、提出すれば必ず受験資格が認められるというものではありませんが、提出してみる価値が十分あります。

また、所得税青色申告決算書には業種名や屋号を書く欄がありますが、業種名が「心理相談」「心理支援」等となっている場合、あるいは屋号に「心理相談」「心理カウンセリング」が入っている場合は、①③④とともに②も証明されていると判断される可能性があります（あくまでも可能性です）。

臨床心理士登録証は、Web調査で、一度受験資格なしとされたが、2回目に受験資格を得られた方の半数以上が提出し、2回目も受験資格を得られなかった方は1人も提出していなかった追加資料です。これだけで証明能力があるとは考えにくいですが、他の資料と合わせて提出された場合には、センターが「公的機関が発行した登録証または認定証」に

準じるものとして取り扱った可能性があります（あくまでも可能性です）。

**7. 登記簿謄本に「～経営する」という文言が含まれている場合：**「～経営する」という文言が含まれていても登記簿謄本は必ず提出します。加えて、『第2回受験の手引』の14頁に「実務経験を客観的に証明する書類」として例示されている「法人税確定申告書」「自治体または他法人等との事業委託書や契約書」「雇用契約書や委嘱状」「公的機関が発行した登録証または認定証」のうち、あるものはすべて提出するようにします。また、ホームページの写しやパンフレットもあれば提出するようにします。さらに、臨床心理士登録証もあれば写しを提出するようにします。

**解説：**当該施設または個人が「法2条1から3に掲げる行為を業としていること」の証明が求められていますので、登記簿謄本に加えて提出する資料は、基本的に6.の場合と同じでよいと考えられます。この理由で受験資格なしとされた方が多数あったのは、「～経営する」は税理士の作成する私設心理相談機関の登記簿謄本に一般的な表記法であったため、実際 Web 調査でも、この理由で1回目に受験資格なしとされた方は、受験を断念した方を除いて全員、2回目は「当該施設及び個人は心理支援をしている」と判定され、受験資格を認められています。従って、今もセンターがこの判定基準を堅持しているかどうかは分かりませんが、念には念を入れた方がよいと考えます。

「実務経験を客観的に証明する書類」として『第2回受験の手引』例示されているものうち「定款」「年金の記録に関する書類」「雇用保険の記録に関する書類」は、2回目に受験資格を認められた方で提出された方は一人もなく、あまり提出する意味がないと考えられます。

この他、2回目に受験資格を認められた方が追加提出していた資料には、「セラピスト担当表」「保健所発行の源泉徴収票」「名刺」「医師からの郵便物」「勤務先名の入った書物」「厚労省とやり取りしたメール」等がありますが、これらがどれだけの証明能力を有していたかは不明です。

**8. 施設の代表者の方で、確定申告はしているが、法人登記や開業届を提出していない場合：**今からでも開業届を提出した上で、5年分の「所得税確定申告書」または「青色申告決算書」を提出しましょう。それに加えて、『第2回受験の手引』の14頁に「実務経験を客観的に証明する書類」として例示されている「自治体または他法人等との事業委託書や契約書」「雇用契約書や委嘱状」「公的機関が発行した登録証または認定証」「年金記録に関する書類」「雇用保険の記録に関する書類」のうち、あるものはすべて提出するようにします。また、ホームページの写しやパンフレットもあれば提出するようにします。さらに、臨床心理士登録証もあれば写しを提出するようにします。他にも、少しでも①②③④、特に②を証明するのに役立つと思われるものがあれば、何でもかき集めて提出されることをお勧めします。

**解説：**受付印または電子証明のある「所得税確定申告書」「青色申告決算書」があれば、公的機関の発行した書類で、①③④は証明することができます。

「開業届」は、ないのでセンターに問い合わせた方に、センターが「今から開業届を提出すること」を勧めた例があります。

②を証明できる書類の提出が必要、という点では、6. の場合と同じですので、6. に該当する場合に提出できるとよい書類は、あるものはすべて提出することが原則です。ホームページやパンフレットは、開業届がないのでセンターに問い合わせた方に、センターの方から提出を勧めた例があります。

#### (4) 最後に

【区分G】で出願される方は、何か気にかかることがあったら、必ず書類を提出する前にセンターに問い合わせるようにされてください。特に【区分 G902】で出願される方は、①②③④を全てカバーできる自分なりの書類の組み合わせを考えたら、必ずそれで大丈夫か、事前にセンターに問い合わせされることをお勧めします。センターに問い合わせると、一定の回答は得られるようです。ただし、回答者によって、タイミングによって、ニュアンスの違いなどがあるかもしれません。問い合わせた内容は、すぐにその日付とやりとりを記録しておくことをお勧めします。また、自分一人で交渉せず、たとえば私たち心理職支援ネットワークのような、この件を支援してくれる仲間を見つけて一緒に交渉することも役立つかもしれません。

以上、第2回公認心理師試験を【区分 G】で出願する方々の参考になればと思い、まとめてみました。

ご質問やご意見などは、心理職支援ネットワーク [allpsychologists.network@gmail.com](mailto:allpsychologists.network@gmail.com) メールでお寄せください。